

令和7年5月19日

(名称) 美濃加茂市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

第2次美濃加茂市地域公共交通網形成計画では、「安心・安全で便利な公共交通をみんなで育み、いつまでも健康で豊かに暮らせるまち」を美濃加茂市の交通将来像としており、この実現のため、市民が日常生活を送る上での移動手段として、誰もが利用できる公共交通の確保・維持が必要となる。

美濃太田駅を発着点に各地域を毎日運行するあい愛バスにおいては、地域と交通拠点をつなぐ役割を果たしている。

「あまちの森・しょうよう線」が走る太田・加茂野方面は長良川鉄道の路線が通る部分があるものの、全ての地域に対応できてはおらず、移動も駅間に限られるため、太田・加茂野方面全域から鉄道駅や市街地へ行く交通手段として当該路線が必要である。

「フルーツ山之上線」が走る山之上方面、「フルーツ蜂屋線」が走る蜂屋方面、「さとやま線」が走る伊深・三和方面には、自家用車と「あい愛バス」以外の交通手段がなく、特に高齢者の方にとって市街地の病院や買い物施設の利用や美濃太田駅で鉄道を利用するための交通手段として当該路線を確保する必要がある。

「フルーツ山之上線」「フルーツ蜂屋線」の前身である「フルーツ線」、「あまちの森・しょうよう線」、「さとやま線」の3路線は地域公共交通を整備するために平成30年度に新設され、平成30年度から令和3年度にかけては補助事業を活用し、利便性の向上と利用者数の増加が図られた。

今後も地域間幹線の役割を担う鉄道をはじめ、「古井駅—可児川駅線」やその他、広域バス路線機能の維持・確保を関係市町と連携を図りつつ、地域公共交通確保維持事業により、「あまちの森・しょうよう線」、「フルーツ山之上線」、「フルーツ蜂屋線」、「さとやま線」を生活交通の手段として維持していく必要がある。

※令和2年10月のダイヤ改正で、それまで「フルーツ線」として運行していた路線を「フルーツ山之上線」「フルーツ蜂屋線」の2つに分け、再編成した。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

※第6次総合計画推進計画書に定める令和7年度の利用者目標(15.4万人)に応じた年度ごとの利用者目標を設定している。令和6年度(R5.10~R6.9)では目標値を上回ったため、引き続き現状のサービスや利用者を維持しつつ、ニーズや課題を踏まえ、費用対効果にも配慮し、さらなる利用促進(イベントでのPR、外国人利用者を増やす取り組み)や利便性を高められるよう努めていきます。

◎第6次総合計画推進計画書の目標・・・バス利用者数の増加

## 【各路線の目標値】あい愛バス利用者数(人)

| 路線名          | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | (参考)<br>令和6年度実績 |
|--------------|---------|---------|---------|-----------------|
| あまちの森・しょうよう線 | 24,110  | 24,720  | 25,940  | 22,836          |
| フルーツ山之上線     | 9,690   | 9,930   | 10,420  | 9,169           |
| フルーツ蜂屋線      | 10,190  | 10,450  | 10,970  | 9,649           |
| さとやま線        | 16,640  | 17,060  | 17,900  | 15,751          |
| 全体           | 158,000 | 162,000 | 170,000 | 149,624         |

## (2) 事業の効果

フィーダー系統のバスを運行することで、美濃加茂市内各地区の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、交通ネットワーク拠点の美濃太田駅に接続することにより、市内中心部へのアクセスが向上し、こどもからお年寄りまで外出の機会が増えることによる健康増進、通勤・通学や買い物等による地域経済の活性化に寄与することも期待される。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 先端技術を取り入れた公共交通に関するわかりやすい情報を提供する事業

① 公共交通利用に係る積極的な情報提供（実施主体：美濃加茂市、交通事業者）

- ・ 駅やバス停でのデジタルサイネージを用いた情報提供
- ・ 各種イベント時におけるバス PR ブースの設置
- ・ 市広報紙や市ホームページの情報掲載の充実
- ・ 公共交通を利用していない人への情報提供
- ・ 転入者・観光客等を対象にした路線図・時刻表の配布
- ・ 出前講座「あい愛バス」乗り方教室による、市民への利用促進
- ・ **チョイソコみのかもの住民説明会を実施**

② 分かりやすい公共交通案内（実施主体：美濃加茂市、交通事業者）

- ・ 公共交通マップ及び分かりやすい路線・時刻表の表示
- ・ 分かりやすいバス車両、バス停等への路線表示
- ・ 標準的なバス情報フォーマット（GTFS）の継続的な運用・活用
- ・ 車両位置情報サービス「MOQULE」の運用・活用

(2) 公共交通の利用を誘導する事業

① 割引運賃・企画切符の導入（実施主体：美濃加茂市、交通事業者）

- ・ 運賃のキャッシュレス支払い方法の継続・乗り放題定期券の継続発行及び1日乗車券販売
- ・ ウォーキングイベント等とのタイアップ企画切符の導入

② 高齢者に向けた環境整備と制度の拡充（実施主体：美濃加茂市）

- ・ 高齢者に対する運賃の割引・免許返納者に対する優遇措置等

③ 待合・乗継・乗降環境の改善（実施主体：美濃加茂市、交通事業者）

- ・ 乗継拠点等における乗継・待合環境の改善
- ・ 駅の整備、駅前駐輪場の整備・各拠点におけるにぎわいの創出

(3) バスへの愛着（マイバス意識）を高める事業

① 関係団体との連携による公共交通の利用促進（実施主体：美濃加茂市、関係団体）

- ・ 市の各種イベントにおける公共交通の利用促進キャンペーン
- ・ 商業振興、観光振興を目的とする関係団体との連携

② 企業と連携した取り組み（実施主体：美濃加茂市、関係団体）

- ・ 公共交通の車内広告、駅やバス停のネーミングライツなど、企業などと連携した取り組みの実施

- ・ あい愛バスをモチーフとした菓子の製造・販売

③ 市民による各種活動の実施（実施主体：美濃加茂市、市民）

- ・ 「バス」と「まちづくり」を考える地域懇談会の継続開催
- ・ バスに乗って参加したくなるイベントの提案・参加（スタンプラリー等）
- ・ バス車内での歴史・観光案内・駅やバス停周辺の清掃、緑化などの環境整備

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る 4 路線について、その運行に係る費用総額 87,576 千円（運行経費 71,878 千円【R6 実績】、車両原価償却費 15,698 千円【R7 予定】）のうち、美濃加茂市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数や収支について、数値指標による事業者へのモニタリング・評価を実施</li> <li>・利用者アンケート（車内、紙面及びネット、聞き取りアンケート等）</li> <li>・住民ヒアリング（住民懇談会実施等）等</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要<br><u>【地域間幹線系統のみ】</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ※該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧<br><u>【地域間幹線系統のみ】</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ※該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br><u>【地域間幹線系統のみ】</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br><u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性<br><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>あい愛バス全 9 路線のうち 6 路線で運行している現行の日産キャラバンは、平成 29 年 10 月から令和 7 年 4 月までの 7 年 6 カ月の走行により、40 万キロ以上走行しており、故障等が頻発している。現在はキャラバンを 2 台所有し、昨年度までに購入したトヨタハイエースコミューター 5 台と共に 6 路線を運行しているが、安全運行のため、新しい車両の購入が必要である。そのため、同程度の輸送能力を備えたトヨタハイエースコミューターを購入することで、サービスの維持、向上を目指す。小型車である理由は、当該車両が通行する路線は、住宅地や山間部分等道幅が狭い区間も存在しているため、ワゴンタイプでないと他車とすれ違いが困難になるなど、不都合が生じるとともに、輸送能力についても、これまでの実績からワゴンタイプで十分であると考えられるためである。</p> <p>不要となる日産キャラバンは予備車として必要に応じて活用するが、頻繁に故障が見られる車両については適宜処分する。なお、購入した車両はフィーダー系統での運行が 5 割以上となるように運用する。</p> |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## (1) 事業の目標

新しい車両を導入することで、あい愛バスの運行を持続可能なものにする。

## ○令和4年1月導入車両

導入車両 トヨタハイエースコンピューター

導入時期 令和4年1月

導入台数 2台

## ○令和4年10月導入車両

導入車両 トヨタハイエースコンピューター

導入時期 令和4年10月

導入台数 1台

## ○令和6年2月導入車両

導入車両 トヨタハイエースコンピューター

導入時期 令和6年2月

導入台数 2台

## ○令和7年3月導入車両

導入車両 トヨタハイエースコンピューター

導入時期 令和7年3月

導入台数 1台

## ○令和7年6月導入車両

導入車両 トヨタハイエースコンピューター

導入時期 令和7年 月

導入台数 1台

## (2) 事業の効果

車両導入により、各路線が維持でき、沿線地域に住んでいる高齢者等の交通弱者の生活路線が確保される。さらに幹線・支線ネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、利便性が確保される。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

## (1) 事業の目標

※該当なし

## (2) 事業の効果

※該当なし

# 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

### ＜平成 27 年度＞

|             |       |                                      |
|-------------|-------|--------------------------------------|
| H27. 5. 28  | 第 1 回 | 地域公共交通活性化協議会規約・規程等について等              |
| H27. 6. 16  | 第 2 回 | 美濃加茂市地域公共交通網形成計画策定のためのニーズ調査について等     |
| H27. 11. 18 | 第 3 回 | 美濃加茂市地域公共交通網形成計画策定のためのニーズ調査結果及び課題の整理 |
| H28. 2. 4   | 第 4 回 | 美濃加茂市地域公共交通網形成計画について等                |
| H28. 3. 17  | 第 5 回 | 「美濃加茂市地域公共交通網形成計画（案）」に関する意見募集結果について等 |

### ＜平成 28 年度＞

|             |       |                                     |
|-------------|-------|-------------------------------------|
| H28. 10. 11 | 第 1 回 | 平成 27 年度事業報告等（書面決議）                 |
| H28. 12. 16 | 第 2 回 | あい愛バスの再編運行に関する協議                    |
| H29. 2. 16  | 第 3 回 | （株）岐阜バスコミュニティの吸収合併に伴う事業継承について（書面決議） |

### ＜平成 29 年度＞

|             |       |                                                     |
|-------------|-------|-----------------------------------------------------|
| H29. 4. 10  | 第 1 回 | あい愛バスの再編運行に関する協議                                    |
| H29. 6. 13  | 第 2 回 | あい愛バスの再編運行に伴う路線の廃止について、美濃加茂地域内フィーダー系統確保維持計画等        |
| H29. 7. 24  | 第 3 回 | あい愛バスの再編運行に関する協議（書面決議）                              |
| H29. 11. 24 | 第 4 回 | 乗継料金無料化、運行経路の変更、予備車両の追加に伴う移動円滑化基準適用除外の認定について        |
| H29. 12. 22 | 第 5 回 | 停留所の名称変更、運行経路の変更、停留所の移設及び廃止について、道路両側へのバス停標識の設置について等 |
| H30. 1. 31  | 第 6 回 | 停留所の移設及び名称変更について（書面決議）                              |
| H30. 3. 14  | 第 7 回 | 生活改善事業計画について（書面決議）                                  |

### ＜平成 30 年度＞

|             |       |                    |
|-------------|-------|--------------------|
| H30. 6. 1   | 第 1 回 | 停留所の移設について（書面決議）   |
| H30. 6. 19  | 第 2 回 | 平成 30 年度事業計画・予算等   |
| H30. 11. 28 | 第 3 回 | ダイヤ改正、停留所の新設・経路変更等 |

### ＜平成 31（令和元）年度＞

|            |       |                                   |
|------------|-------|-----------------------------------|
| H31. 4. 17 | 第 1 回 | バスタイプ車両の予備車登録、経路変更等（書面決議）         |
| R1. 5. 27  | 第 2 回 | 令和元年度事業計画・予算・令和 2 年度生活交通確保維持改善計画等 |
| R1. 6. 21  | 第 3 回 | 令和元年度歳入歳出予算の変更について（書面決議）          |
| R1. 10. 8  | 第 4 回 | 車両最大値の変更について（書面決議）                |
| R1. 12. 12 | 第 5 回 | 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について等          |

### ＜令和 2 年度＞

|           |       |                                                                    |
|-----------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| R2. 7. 14 | 第 1 回 | 令和 2 年度事業計画・予算、第 2 次美濃加茂市地域公共交通網形成計画（案）について、あい愛バス路線の再編について、令和 3 年度 |
|-----------|-------|--------------------------------------------------------------------|

|            |       |                                                                    |
|------------|-------|--------------------------------------------------------------------|
|            |       | 生活交通確保維持改善計画について等                                                  |
| R2. 9. 25  | 第 2 回 | あい愛バス予備車両の移動円滑化基準適用除外認定について等（書面決議）                                 |
| R3. 1. 7   | 第 3 回 | 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について等                                           |
| <令和 3 年度>  |       |                                                                    |
| R3. 6. 18  | 第 1 回 | 令和 3 年度事業計画・予算、令和 4 年度生活交通確保維持改善計画について等                            |
| R3. 8. 3   | 第 2 回 | ダイヤ改正、停留所の新設・経路変更等                                                 |
| R3. 9. 21  | 第 3 回 | 令和 4 年度生活交通確保維持改善計画の変更について等（書面決議）                                  |
| R3. 11. 8  | 第 4 回 | 車両最大値の変更について、ハイエースコミューターの移動円滑化基準の適用除外認定について等（書面決議）                 |
| R3. 12. 24 | 第 5 回 | 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について等                                           |
| R4. 3. 31  | 第 6 回 | ダイヤ改正、経路変更について等                                                    |
| <令和 4 年度>  |       |                                                                    |
| R4. 6. 6   | 第 1 回 | 令和 4 年度事業計画・予算、令和 4 年度生活交通確保維持改善計画の変更について、令和 5 年度生活交通確保維持改善計画について等 |
| R4. 10. 13 | 第 2 回 | 新バス車両（ワゴンタイプ）の導入に係る移動円滑化基準の適用除外認定について等（書面決議）                       |
| R5. 1. 6   | 第 3 回 | 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について等                                           |
| <令和 5 年度>  |       |                                                                    |
| R5. 6. 5   | 第 1 回 | 令和 5 年度事業計画・予算、令和 6 年度生活交通確保維持改善計画について等                            |
| R5. 10. 20 | 第 2 回 | 新バス車両（ワゴンタイプ）の導入に係る移動円滑化基準の適用除外認定について等（書面決議）                       |
| R6. 1. 5   | 第 3 回 | 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価及びダイヤ改正、地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書、経路変更について等         |
| <令和 6 年度>  |       |                                                                    |
| R6. 6. 5   | 第 1 回 | 令和 6 年度事業計画・予算、令和 7 年度地域公共交通計画の認定申請について等                           |
| R7. 1. 16  | 第 2 回 | 令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について、第 3 次美濃加茂市地域公共交通計画策定期等の変更について等      |
| <令和 7 年度>  |       |                                                                    |
| R7. 5. 19  | 第 1 回 | 令和 7 年度事業計画・予算、令和 8 年度地域公共交通計画の認定申請について等                           |

## 19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）を整備し、経路検索事業者にデータ提供をしたことで、「Google マップ」や「NAVITIME」、「Yahoo! 乗換案内」などの経路探索サービスにあい愛バスが移動手段の候補として表示されるようになった。
- ・ バスの遅延等の情報がわからない事による利用者の不安を解消するために、スマートフォンで利用可能な位置情報サービス「MOQULE（モークル）」を運用開始
- ・ キャッシュレス化に対応するため、スマートフォン決済「LINE Pay（ラインペイ）」、「PayPay（ペイペイ）」を導入
- ・ バスの利用促進策を募る懇談会で提案されたアイデア「あい愛バススタンプラリー」を中学生以下を対象に夏休み期間に実施
- ・ 市役所等の施設を訪れなければ定期券を買うことができない状況を改善するために、スマートフォンアプリで定期券及び回数券の購入、利用ができる「QUICK RIDE」を導入
- ・ アンケート結果を活用し、利用者ニーズや利用実態を踏まえたダイヤの見直しを検討する
- ・ 障がい者や運転免許返納者、中学生以下（無料利用者）用の資格者証明書の発行開始
- ・ スマートフォンアプリで障がい者手帳を管理できる「ミライロ ID」を導入
- ・ 乗り継ぎが必要となる利用者の運賃負担の軽減を図るため「1日乗車券」を導入

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岐阜県美濃加茂市太田町 3431-1

（所 属）美濃加茂市 市民協働部 まちづくり課

（氏 名）山田 優作

（電 話）0574-25-2111（内線 249）

（e-mail）chiiki@city.minokamo.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。